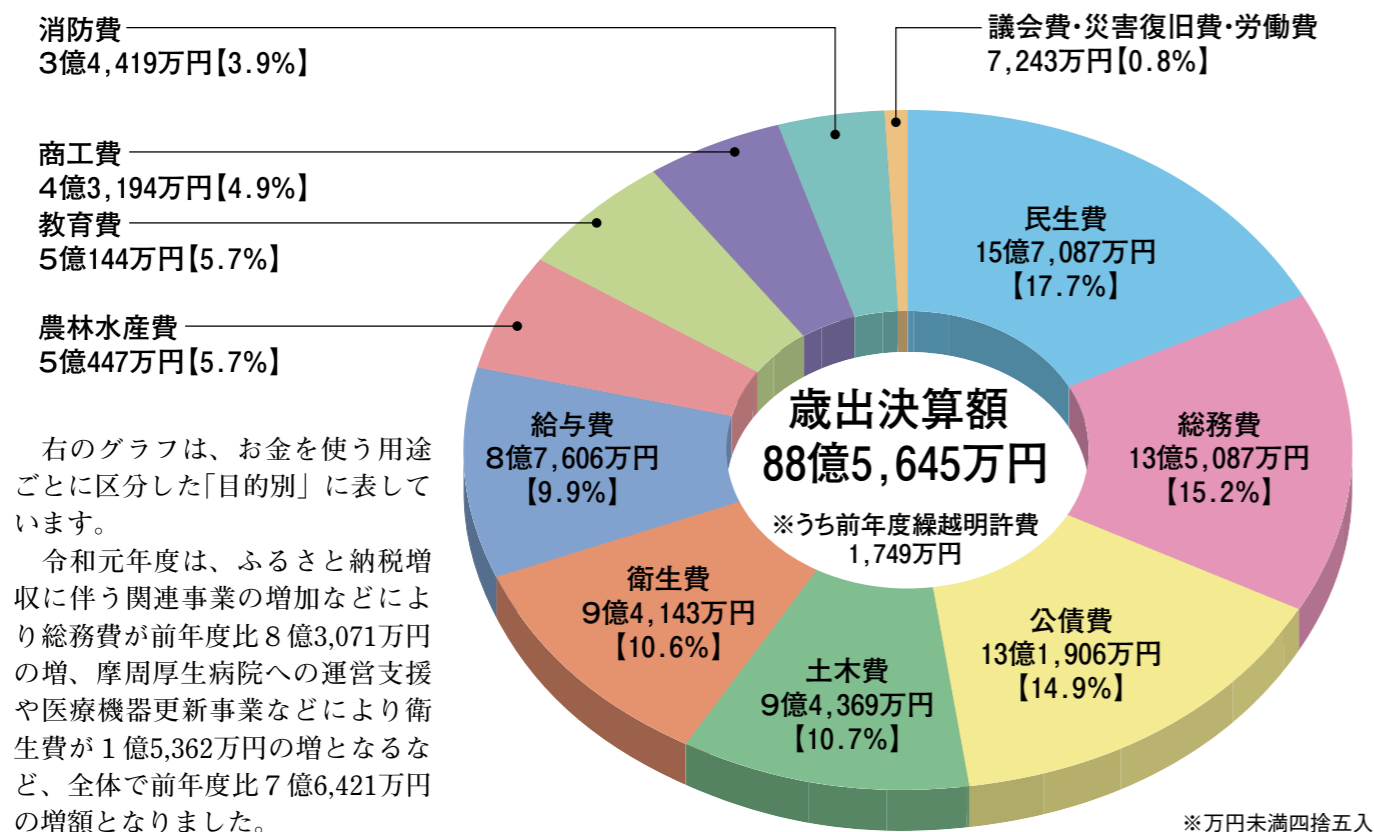


## 一般会計歳出

●最終予算額 90億864万円(うち翌年度繰越明許費 3,219万円)



右のグラフは、お金を使う用途ごとに区分した「目的別」に表しています。

令和元年度は、ふるさと納税増収に伴う関連事業の増加などにより総務費が前年度比8億3,071万円の増、摩周厚生病院への運営支援や医療機器更新事業などにより衛生費が1億5,362万円の増となるなど、全体で前年度比7億6,421万円の増額となりました。

## 特別会計・水道事業会計

単位：万円

区分	予算額 (A)	収入済額 (B)	支出済額 (C)	不用額 (A-C)	歳入歳出差引額 (B-C)	収入率 (B/A)	支出率 (C/A)
国民健康保険特別会計	105,857	99,233	102,366	3,491	△ 3,133	93.7	96.7
介護保険特別会計	94,648	94,566	91,866	2,782	2,700	99.9	97.1
後期高齢者医療特別会計	12,669	12,392	12,388	281	4	97.8	97.8
温泉事業特別会計	7,680	7,676	6,989	691	687	99.9	91.0
国民健康保険特別会計	32,540	32,422	32,408	132	14	99.6	99.6
計	253,394	246,289	246,017	7,377	272	97.2	97.1
水道事業会計(企業)	31,747	24,762	31,204	543	△ 6,442	78.0	98.3

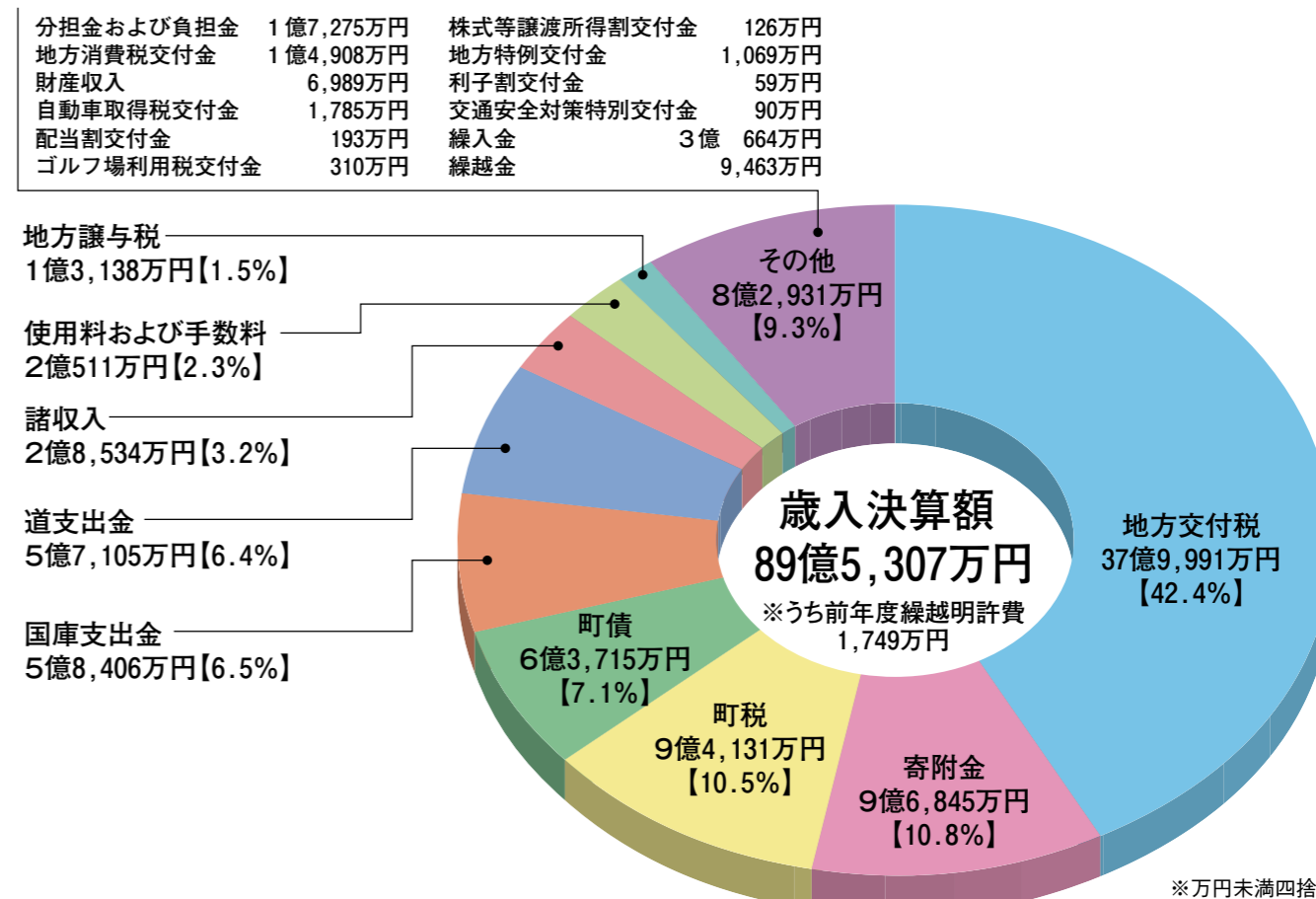


令和元年度の決算額が確定しました。町の歳出額は前年度に比べ、一般会計で9.4%増(7億6,421万円の増)の88億5,645万円、特別会計で1.8%減(4,567万円の減)の24億6,017万円となりました。広報7月号には令和元年度の最終予算額などを掲載しましたが、今回は元年度決算額の状況などについてお知らせします。

●問い合わせ先●  
役場まちづくり政策課財政係 ☎ 482-2913 (課直通)

## 一般会計歳入

●最終予算額 90億864万円(うち翌年度繰越明許費 3,219万円)



分担金および負担金	1億7,275万円	株式等譲渡所得割交付金	126万円
地方消費税交付金	1億4,908万円	地方特例交付金	1,069万円
財産収入	6,989万円	利子割交付金	59万円
自動車取得税交付金	1,785万円	交通安全対策特別交付金	90万円
配当割交付金	193万円	繰入金	3億664万円
ゴルフ場利用税交付金	310万円	繰越金	9,463万円

町の歳入(収入)は、皆さんに納めていただく税金や、使用料・手数料など町独自の収入【自主財源】と、地方交付税など国や北海道から配分される収入【依存財源】、町債(町の借金)などで成り立っています。町の皆さんから納めていただいている町税は、30年度と比較して2,592万円の増となりました。依存財源の中で大きな割合を占める地方交付税は、前年比6,318万円の減となりました。また、生まれ故郷や応援したい自治体への寄附制度であるふるさと納税が好調だったことにより寄附金が7億5,554万円の増となっています。

# 釧路・根室広域地方税滞納整理機構 令和2年度収納状況

釧路・根室広域地方税滞納整理機構は納税に応じない方や滞納額が高額な方を対象として、町村に代わり差押えや公売などの強制的な滞納整理を行う組織です。

弟子屈町から滞納整理機構へ徴収を移管した滞納者の状況(11月末現在)

徴収移管者数	滞納金額	収納金額	収納率	完納者数
13人	503万円	177万円	35.2%	3人

完納するまで滞納処分は継続されます

滞納整理機構に徴収を移管された者に対しては、預金や給与、生命保険などの差押えのほか、自宅への捜索により動産の差押えも行われます。

町では、滞納額が毎年累増している滞納者、滞納金額が高額な滞納者、催告に応じない誠意のない滞納者などが、滞納整理機構への徴収移管の対象となります。

対象者には、事前に予告書を送付し、指定された期日までに納税がないなど、納税意思が確認できない場合には滞納整理機構へ徴収を移管することになります。

タイヤロックの様子



滞納整理機構が捜索を行います

## 町も積極的に差押を行っています！

令和2年度は各種財産調査(延べ調査人数/預貯金626人、生命保険4人、給与21人など)を行い、現在、預貯金を中心に81件の滞納処分を実施しています。(差押による換価額322万円)



1億円の重さを実感

し、従来とは異なる形式の租税教室となりまして、が、児童の皆さんは、たくさんのお金が身近に使われて、関心を寄せていました。

今回の、スペースの広い多目的教室での実施や、グループ学習を中止するなど、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しました。

児童の皆さんは、税金がなくなると自分たちの生活がどうなってしまうのかを分かりやすく紹介したアニメを視聴し、1億円の札束の模型によるお金の重さの体験。その他にも学校の机などの値段当てクイズなどを行いながら税について学びました。

この教室では、役場税務課 沢崎晃輔事務補が講師となり、次代を担う子どもたちに、税の意義や役割を正しく理解してもらい、国税や町税についても丁寧に説明を行いました。

## 弟子屈小学校で租税教室を開催

町主催による租税教室を12月2日、弟子屈小学校で開催し、児童46人が受講しました。例年、町内の各小・中学校で租税教室を行っていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、弟子屈小学校のみを開催しました。

町税の滞納は、町の財政を圧迫し、納期限内に納めている大多数の町民の皆さんとの公平性を欠く行為です。今後も滞納整理機構と連携しながら、滞納している税金を強制的に徴収していきます。

もし、納税が困難な状況に陥った場合には、決してそのまま放置せず、必ず納税相談をしてください！

問い合わせ先/役場税務課 ☎ 482-2914 (課直通)

## 今年度の予算と上半期の補正額

単位:万円/9月末現在

区分	入		計	区分	出		計
	当初予算額	上半期補正額			当初予算額	上半期補正額	
町税	90,835		90,835	議会費	7,002	1,007	8,009
地方譲与税	13,440		13,440	総務費	126,319	74,081	200,400
利子割交付金	130		130	民生費	154,107	4,585	158,692
配当割交付金	100		100	衛生費	61,693	1,104	62,797
株式譲渡所得割交付金	11		11	労働費	185		185
法人事業税交付金	200		200	農林水産業費	39,534	11,522	51,056
地方消費税交付金	15,600		15,600	商工費	36,050	34,821	70,871
ゴルフ場利用税交付金	280		280	土木費	112,728	△ 6,181	106,547
自動車取得税交付金	1,700		1,700	消防費	37,897	420	38,317
地方特例交付金	200		200	教育費	57,413	15,916	73,329
地方交付税	364,000	5,181	369,181	災害復旧費	1		1
交通安全対策特別交付金	117		117	公債費	131,842		131,842
分担金および負担金	16,523		16,523	諸支出金	1		1
使用料および手数料	20,338		20,338	給与費	83,128	1,866	84,994
国庫支出金	65,741	108,025	173,766	予備費	700		700
道支出金	43,116	6,901	50,017				
財産収入	2,464	50	2,514				
寄附金	90,016	654	90,670				
繰入金	30,312	△ 200	30,112				
繰越金	3,000	6,662	9,662				
諸収入	24,857	10,197	35,054				
町債	65,620	1,671	67,291				
計	848,600	139,141	987,741	計	848,600	139,141	987,741

### 財服用語

- 一般会計 / 行政運営の基本的な経費を計上した会計
- 特別会計 / 特定の歳入・歳出を処理するための会計
- 地方交付税 / 各市町村が等しく標準的な公共サービスを行うために国から交付されるお金
- 地方譲与税 / 国が国税として徴収を代行しているもの(地方道路譲与税など)を市町村に一律で配分するお金
- 国庫・道支出金 / 特定の目的に対して国や道から交付されるお金
- 交付金 / 行政上の必要性により国から交付されるお金(地方消費税交付金、自動車取得税交付金など)
- 分担金・負担金 / 町が行う事業により、特定の利益を受ける人から徴収するお金(保育料、下水道受益者負担金など)
- 繰入金 / 他の会計や基金(特定の目的のために積み立てたお金)から繰り入れたお金
- 公債費 / 町債(町の借金)にかかる元金、利子を併せた借返済費用
- 繰越明許費 / 当該年度において支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に限り繰り越して使用することができる予算

## 冬期間の暖房費助成申請は1月29日(金)までです

昨年11月から福祉灯油等購入助成事業の申請受け付けを行っています。助成を希望される方は、お早めに申請をお願いします。1世帯1回のみ申請となっています。既に申請された方は対象外です。

### ● 助成の対象

令和2年11月1日現在、弟子屈町に住民票があり、世帯員全員の町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯です。

- ・ 高齢者世帯...70歳以上の方のみで構成される世帯 (ただし18歳未満(今年度中に18歳に達する方を含む)の児童のみと同居の場合も含む)
- ・ 障がい者世帯...療育手帳A判定の交付を受けている方などがある世帯 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
- ・ ひとり親世帯...18歳未満(今年度中に18歳に達する方を含む)の児童とその父または母のいずれか一方によってのみで構成されている世帯

ただし、対象となる方が福祉施設に入所している世帯や、生活保護を受けている世帯、弟子屈町に生活実態のない世帯は該当しません。また、状況によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### ● 助成の内容

基準額(世帯につき) 10,000円  
加算額(対象者1人につき) 5,000円

### ● 助成の方法

申請の後、順次指定された口座に振り込みます。

### ■ 申請方法

希望される方は、印鑑と振込先となる通帳をお持ちのうえ、平日8時45分~17時30分の間に、弟子屈町役場福祉課または川湯支所で申請してください。

問い合わせ先/役場福祉課地域福祉係 ☎ 482-2921 (課直通) ・ 川湯支所 ☎ 483-2043